

令和6年度

厚生労働省 認定調査員フォローアップ研修
認定調査の基本原則

厚生労働省
社会・援護局 障害保健福祉部 企画課
障害支援区分管理事業

認定調査及び認定調査員の基本原則

認定調査員
マニュアル
p.34

=認定調査員に求められる知識や技術=

- ・認定調査員は保健、医療、福祉に関する専門的な知識を有している者が任命されることが望まれる。（認定調査の内容から）
- ・認定調査は全国一律の方法によって、公平公正で客観的かつ正確に行われる必要がある。（認定調査の結果が障害支援区分の最も基本的な資料であることから）
- ・認定調査員は、調査対象者に必要とされる支援の度合いを適正に評価し、必要に応じて、特記事項に調査対象者に必要とされる支援の度合いを理解する上で必要な情報をわかりやすく記載する必要がある。

認定調査及び認定調査員の基本原則

認定調査員
マニュアル
p.34

- 認定調査は、原則1回で実施する。

このため、認定調査員は、認定調査の方法や選択基準等を十分理解した上で、面接技術等の向上に努めなければならない。

認定調査員は、自ら調査した結果について、市町村審査会から要請があった場合には、再調査の実施や、照会に対する回答、市町村審査会への出席、審査対象者の状況等に関する意見等を求められることがある。

認定調査の実施及び留意点

認定調査員
マニュアル
p.34

（1）調査実施全般

- 原則：1名の調査対象者につき、1名の認定調査員が1回で認定調査を終了すること。

【適切な認定調査が行えないと判断した時】

1回目の認定調査の際に、調査対象者が急病等によってその状況が一時的に変化している場合等

→ その場では認定調査は行わず、状況が安定した後再度調査日を設定し認定調査を行う。

認定調査の実施及び留意点

認定調査員
マニュアル
p.35

(5) 調査実施上の留意点

- 認定調査の実施にあたり、**調査目的の説明を必ず行う。**
- できるだけ、**調査対象者本人、支援者双方から聞き取りを行う**ように努める。必要に応じて、調査対象者、支援者から個別に聞き取る時間を設けるように工夫する。
- 独居者や施設入所者等についても、可能な限り家族や施設職員等、調査対象者の**日頃の状況を把握している者に立ち会いを求め**、できるだけ正確な調査を行うよう努める。

○ 事前に調査対象者の状況を把握する

- 調査実施日時を調整する際に、調査対象者や介護者（支援者）等から、調査対象者の状況や特徴を把握する。

- 現在困っていること、症状、生活への支障
- 会話や意思の疎通が図れるか、もともとの性格 等

○ 事前に疾病に関する知識を持っておく

- 難病等の疾病は、症状や治療法、薬剤の効果や副作用等を、事前に確認しておく。

- 難病マニュアルの「Ⅱ 難病等の基礎知識」
- 難病情報センターのホームページ
- 医療に関する専門知識を有する職員に確認する 等

認定調査の実施及び留意点

(6) 質問方法や順番等

認定調査員
マニュアル
p.36

- 声の聞こえやすさなどに配慮して、調査場所を工夫する。
- 調査対象者がリラックスして回答できるよう十分時間をかける。
- 優しく問い合わせるなど、相手に緊張感を与えない。
- 丁寧な言葉遣いや、聞き取りやすいように明瞭な発音に心がけ、専門用語や略語を使用しない。
- 調査項目の順番にこだわらず、調査対象者が答えやすい質問の導入や方法を工夫する。

○ できないことも回答してもらえるように配慮する

➤ 調査対象者はできなくても「できる」と発言することがある。

- 調査開始時に、以下のような内容を伝えておく
—必要な支援を知るために、〇〇さんができないこともお聞きしますが、お気を悪くされないでください。等
- 家族や支援者等から、日頃の具体的な様子を聞き取る 等

○ 精神障害や難病等、短期的・長期的に、症状の変化があると想定される場合は、現在の状態だけでなく、過去の状態や、今後の見込み等を把握する。

- 以前は、いかがでしたか？
- その症状は繰り返すことがありますか？
- 今後は起こることがありそうですか？
- 症状が出るとどの程度の期間続きますか？

認定調査と医師意見書との関係性

認定調査員
マニュアル
p.37

= 認定調査と医師意見書の結果の不一致 =

- 認定調査項目と医師意見書の記載内容とでは選択基準が異なるものもあるため、類似の設問であっても、両者の結果が一致しないこともあり得る。
- したがって、両者の単純な差異のみを理由に市町村審査会で一次判定の修正が行われることはない。